

議会改革推進特別委員会会議録

- 1 日 時 平成26年 9月26日(金曜日)
午前 9時30分～午前11時06分
- 2 場 所 委員会室
- 3 出席委員 荒 山 光 広 委 員 長 馬屋原 眞 一 副委員長
竹 岡 昌 治 委 員 西 岡 晃 委 員
河 本 芳 久 委 員 下 井 克 己 委 員
岩 本 明 央 委 員 山 中 佳 子 委 員
三 好 睦 子 委 員 萬 代 泰 生 委 員
高 木 法 生 委 員 岡 山 隆 委 員
俵 薫 委 員 坪 井 康 男 委 員
秋 枝 秀 稔 委 員 猶 野 智 和 委 員
秋 山 哲 朗 議 長
- 4 欠席議員
徳 並 伍 朗 委 員
- 5 出席した事務局職員
議会事務局長 石 田 淳 司 議会事務局係長 大 塚 享
議会事務局企画員 野 尻 登志枝
- 6 説明のために出席した者の職氏名
な し
- 7 会議の次第は次のとおりである

○委員長（荒山光広君） 定刻になりましたので、ただいまより議会改革推進特別委員会を開会いたします。本日の会議は、先般9月10日に議員定数の適正化に関する事項及び議会改革の推進に関する事項、それぞれの分科会を開催していただきました。本日はそれぞれの分科会の座長さんより、その会議の様子を御報告いただき、それぞれの皆さんの御意見、もっとこういった形の議論をしてくれとか、こういったことについて協議してくれというふうな御意見があれば、承りまして次の分科会につなげていきたいと思っておりますので、御協力をよろしくお願いいたします。それでは、まず、議会定数の適正化に関する事項の座長さんでございまして下井委員さん、御報告のほうよろしく申し上げます。

○座長（下井克己君） 報告いたします。去る、9月10日水曜日、午前10時より委員会室において、委員1名欠席のもと、委員8名及び議長、委員長をオブザーバーとして、議会改革推進特別委員会、議員定数の適正化に関する事項の分科会を開催いたしました。

最初に財政規模、人口規模が美祢市と類似している他市の資料について、及び山口県内各市との比較資料についての説明を、資料を作成されました竹岡委員と事務局より説明を受けました。説明内容につきましては、皆様に資料を配付いたしておりますので、略させていただきます。

続きまして、資料を参考に委員の個人的な感想や意見がありましたので、御報告いたします。

まず、資料によると人口比では、余り意味をなさないと思うので、面積と財政規模に焦点を持っていかないと議論にならないと思います。面積の広い所があるが、財政規模から見ると今の段階では、15から16でないとバランスが悪いと思っています。

次に、面積の広い美祢市であるし、行政改革で職員数も減少していることにより、地域の人々の声が段々上がりにくくなっているのではないかと考えています。

市民の声を少しでも議会に反映させるためにも、県内14市の中で最低レベルの議員定数におさめるべきと考えています。

次に、面積規模というのものもあるけれど、財政力指数は大変重要な数字ですから、これを考えると15、16ぐらいがいいと思っています。近隣の市を参考にしながら、人口にプラス面積を加味したものが、適当ではないかと考えています。いろいろと難しい面もありますが、16か17程度と考えています。

次に、財政力指数と議員定数とは余り関係ないと思っています。また、先般の講習

会の話の中でも議員定数を減らすことが全てではないと。また、ある資料の中には、人口、面積、一般会計予算額、市道の総距離数等も参考にすべきともありました。今の19より少し減るぐらいがいいのではと、今日の資料では考えています。

次に、財政力指数が関係ないとは言えないと思います。ですが、極端に下げるのがいいとは思いませんが、15か16か県下でも中より以下というところが妥当ではないかと思います。市民の皆さんからすれば、議員の定数が多いという声はあるわけですから、削減を追従されてくるのではないかという気がします。

次に、市民2,000人あたりに議員1名で13か14、それに、面積等を加算して16か17がよいのではと考えています、などの意見が出ました。

本日の意見、資料を参考にされ各会派に持ち帰られ、市民の方々の声もお聞きになり、会派で話し合われ、次回の分科会で協議していきたいと思います。

また、12月に予定されています議会報告会においても、市民の方々の意見をお聞きしたいと思っています。ということで、分科会を閉会いたしました。

以上です。

○委員長（荒山光広君） はい、ありがとうございます。ただいま、議員定数の適正化に関する事項の分科会の様子を報告していただきました。特に議会改革の推進に関する事項の委員さん方で今の報告を聞かれて、御意見なりもっとうこういったことを議論してくれとかいうふうな御意見がございましたら、お願いしたいと思います。はい、三好委員。

○委員（三好睦子君） 私思うんですが、今回議会改革に持ち込まれたというのは、懲罰と解散動議が出され、その賛否が問われる中での延長線での提案でありました。この2つの動議の解決のことが、なぜ、議員定数削減の議論になるのか理解できません。

そもそも最初に出された懲罰の動議ということの中ででしたから、この議員定数削減というのは納得いきませんし、定数を削減するということは、議会の審議もなかなか地域の皆さんの声も上げにくくなると、そういつて地方政治における民主主義の基本問題としても、重視をしていかなければいけないと思います。定数削減って、今でさえ19人と、そういった中で皆さんの声を議会に届け、議会がチェックするという役目が十分にできるかどうかということで、この議員定数削減には、最初の出だしから見ましても、今の内容から見ましても、定数削減という審議はおかしいのではないかと思います。

○委員長（荒山光広君） まず、そのほか御意見がございましたら。はい、山中委員。

○委員（山中佳子君） 平成20年の一市二町合併時には、法定議員定数26人でスタートした美祿市議会ですが、24年の改選では19人と、7人の減となりました。そして、近隣の市の状況、また、全国的にも同じ規模の市の状況を見ました時、次回の選挙においては、さらなる議員定数の適正化に向けて削減もやむを得ないことだろうと思います。しかし、少子高齢化、空き家の増加、過疎化の進行等、問題は山積みであり、もっと若い人達も議会に出て来れる環境づくりが必要になってくるのではないのでしょうか。小中学校の子どもがいても、議員として活動できるだけの生活の保障のある十分な報酬、政務活動費の充実など、さらなる議員の身分の保証が図られるべきだろうと思います。合併後、市長の諮問機関である報酬審議会は一度も開かれておらず、市長の今までの答弁では必要となったら、市長の判断で開きますとのことでしたが、この特別委員会を機にぜひ報酬審議会を、開いていただくよう議会から市長のほうに要望していただきたいと思います。

以上です。

○委員長（荒山光広君） そのほか、御意見ございますか。よろしいですか。それでは、まず三好委員さんの御意見ですが、議員定数の議論につきましては、やはりせっきくの機会ですので、やっておく必要があろうかというふうに思います。減す減さないという、それぞれの委員さんのお考えもあろうと思います。今後の分科会の中で、その辺のきょう出た意見もしっかり踏まえて、議論を深めていただきたいというふうに思っております。

また、今山中さんの御意見につきましても、ぜひ、参考にしていただいて、分科会の中で議論を深めていただきたいというふうに思います。よろしいですか、そういったことで。定数に関することについて、ほかによろしいですか。はい、岡山委員。

○副議長（岡山 隆君） 私は、議員定数適正化に関する、こういった分科会のほうには、入っていないんですけども、今回いろいろそういう分科会において、支障が出ておまして、こういったところのもの、人口、財政規模等、いろいろ説明があったところで私は理解しております。そういったところの定数値で、判断していくことも非常に大事でありますけれども、まず、なんぼ議員が多くても基本的には、出たい議員よりも地域から出ていただきたい、こういった議員になっていくことが非常に重要とあると思っています。だから、今後そういった面におきましては、なかなか女性、サラリーマン、そういった世帯の中から、本当は40代、50代の方が出ていくような、こういった環境づくりといたしますか、そのためにはどうしていったらいいか、こ

ういったところもひとつ議論していったら、60歳以上、定年になってから云々、出ていくというのではなく、まだ、精神的にも肉体的にも元気である40代くらいから出ていくような、こういった女性が進出しやすいような、このためには議員定数の枠もありますけれども、逆にそういったところのものを考えていくことも、併せて必要じゃないかこのように思っております。

○委員長（荒山光広君） そのほか、よろしいですか。ないようでしたら、ただいま、それぞれ出されました意見をぜひ参考にさせていただいて、また、分科会の中で議論を深めていただきたいというふうに思います。

それでは、続きまして、議会改革の推進に関する分科会の座長さんでございます河本委員さん、よろしくお願いいたします。

○座長（河本芳久君） 議会改革に関わる分科会のほうで、9月10日全委員の出席のもとに開催いたしました。まず、最初にこの特別委員会が設置された背景なり意図、そういったことについて論議を少ししようということがございましたけど、最初からそういう意見を交わすよりは、今の美祢市議会にとって、何が欠け、何をどう改革すればいいか、それぞれの委員の思いがあるだろうと、その思いをひとつ述べていただいて、それに対する御意見も加えてもらおうと。それをきょうはまとめるんじゃないで、第1回は委員各位の思いを語る会と。こういうことから出発いたしました。その状況を今2枚のレポートにまとめております。お手元の今報告書が出ております。最初は、もう1枚本委員会の進め方について、方向性等を考えた資料も配付しましたが、そういった資料に捉われることなく、それぞれの委員の思いの中から、改革すべき事項が出てくるんじゃないだろうか。それを、次回には一つ審査項目としてまとめて、そして、さらにその中の検討を加えながら、改革案をつくっていいんじゃないかと。こういう一つの流れでございました。その流れの中で、順番に報告をさせていただいたらと思います。

まず、第一点は、議会改革分科会の役割について、お互いに確認しようじゃないかと。この改革に関わるこの事項について、一応の案をつくり、その案をこの特別委員会に提案していくと、こういう流れになるであろう。そうすると、基本条例や申し合わせ事項、いろいろ議会改革にこれまで3年間取り組んできた、そういった成果もあるであろうし、また、その条例等の見直しも必要であろうと、そういうことも含めて各自の思いを語ってもらったのが、2の審査状況、主な意見として18項目ばかりまとめております。最後に19として、次回に審査していったほうがいいんじゃないかと

いう、一つの審査項目に係るような事項をまとめてみました。

最初に今の美祿市議会は、自由活発な意見交換がなされてるか、いや、そうじゃないぞというような意見もございました。各委員の受止め方について、かなりの温度差がある。それは、当然あっていいんじゃないかと、そういった中から今一番必要なのは、市民の負託に応える議会になっているかどうか、公平、公正性、そして、この2年間の議会は中断してなかなか市民の目線から見ても、どうして議会は紛糾しているのか、その様子がよく分からないのではないのでしょうかと、こういった御意見もございました。

やはり、最終的には議会改革は、議会の運営がスムーズにいくことが一つは考えられると、そのためには、議員の意識改革も重要である。要するに、今の議会に欠けておる問題は何か、この辺りをしっかり議論しようじゃないかと、こういう御意見が大半でございました。

そういった中から、この抽象論でいろいろ論議しても、何らかの参考資料となるものがあつたらということで、先の議員研修において、二元代表制の下における議員のあり方、また、議会運営の見直しの中に、今の美祿市の議会のどこに問題点があるのか、その議会運営の姿をもう少し検討してみたいと。

また、市民との関係、議会は開かれた議会になっているかどうか、情報はしっかり市民に届いているかどうか。また、議会の政策立案能力、こういったものについてどうなっているだろうかと、もっとこれを、議員の議会の政策審議能力を高めていくには、どうしたらいいか、そういういろいろな意見も出ました。

そして、最後に意見として集約できることは、議会運営に関する事、それから、行政視察に関する事、一般質問に関すること、92条の2項に関する事、これらが、主として、今後審査項目に上がってくるのではなかろうかと。なおかつ、これまでの基本条例や政治倫理条例、申し合わせ事項等についても、不備な点については改善していくと、こういうことで、一応意見交換の会として終わりました。

以上報告しておきます。

○委員長（荒山光広君）　ありがとうございます。ただいま議会改革推進に関する分科会の座長さんの報告がございました。それぞれ、出された意見はそこに要約されておると思います。最後に言われました今後の審査項目として、議会改革に関する事、行政視察に関する事、一般質問に関する事、92条の2項に関する事など、そして、議会と執行部の関係、議会基本条例、政治倫理条例、議員申し合わせ事項等の

改正等について、今後分科会では協議をされていくというふうな報告であったと思います。

これについて、特に今後の審査項目等について、もっとこういったことを入れてくれとかいうふうな御意見ございましたら、お願いしたいと思います。はい、秋枝委員。

○委員（秋枝秀稔君） 先ほど山中委員も言われましたが、政務活動費について検討が必要ではないかというふうに思います。私、県下の13市の平均額、私なりに計算しましたら、市平均で月が1万7,700円となっております。美祢市が現在、月4,500円ということで、極端に低いという、こういう言い方ではございません。議員活動するうちどうしても、各資料の収集とか、調査、研究、それから、必要に応じて調査、研究した上での目で確認するという、こういう議員活動をするために政務活動費の増額が必要ではないかというふうに思います。これの検討をお願いしたいと思います。

テレビでも報じておりましたが、何とか会費とかいうのではなくて、重ねて申し上げますけど、調査、研究に対する形が必要ではないかというふうに思います。個人的に行くことはできますが、やはり議員活動として正規に動くという、こういうことで、やはり政務活動費が必要というふうに思います。上限を決めて各個人に渡さないなど、いろんな仕組みをつくれば、市民の方から疑念を招かれないような形で執行することもできるんじゃないかというふうに思っております。この辺で検討をお願いできたらというふうに思います。

○委員長（荒山光広君） ありがとうございます。そのほか、はい、岩本委員。

○委員（岩本明央君） 私も今秋枝委員がおっしゃいましたことに賛成ですが、特に議員個人として、なかなか研修の範囲というのが、相手の受入れ体制がなかなか違ってきます。ぜひ、いろんな意味でグループといいますか、団体といいますか、そういうような形でぜひ、先進地のほうへの研修も大いに大事だと思います。

話は飛びますが、座長さんにお尋ねしてもいいですか。

○委員長（荒山光広君） はい、どうぞ。

○委員（岩本明央君） 最初に分科会で、美祢市議会としての良識とか常識、モラルというようなことについて。また、2つ目として、議員として美祢市議会への議員としての良識、常識、モラル、品位、品格といいますか、そのようなことが一つでも話し合われたかどうか、教えていただきたいと思います。

○委員長（荒山光広君） はい、河本座長さん。

○座長（河本芳久君） 直接議員のモラル、これについての論議はありませんでしたけど、やはり資質の問題で市民の負託に応えられる議員活動をしておるか。そして、皆いろいろ意見は違うんだと。意見の違いを尊重しながら論点整理して、そして、何が課題であるかと、こういうことをしっかり分かるように議会活動をしていかにやいけんのではなかろうかと。皆違って皆いいんじゃないから。そして、結論が出ん時には両論を併記して市民に判断を仰ぐと、こういう形で当然全て一致するわけではないから、最終の議決は多数決ですけれども、いろいろな意見についてはあってしかるべきであると、そういうことで、直接モラルがどうこう云々じゃなくて、これは当然意識改革の中で意見としては、出ております。

以上です。

○委員長（荒山光広君） はい、岩本委員。

○委員（岩本明央君） ありがとうございます。

これは、ある書き物にあったんですが、条例、法律はモラルの最低ラインであるということが書いてありました。やはり、法律とか条例はモラルとして、それ触れちゃいけないとは言いませんけど、触れるほどまでじゃないんじゃないかということは、ある書き物に書いてありましたんで、私は感心しました。

以上です。

○委員長（荒山光広君） はい、そのほかございませんか。よろしいですか。それでは、本日はそれぞれの分科会の経過報告をしていただきました。本日は、いろいろ御意見いただいたものを参考に、また、それぞれの分科会を開催することとなろうというふうに思います。座長さんの中にもありましたけど、本日出された今後の議題といいですか、そのことについても、それぞれの会派で、また協議いただいて、次の分科会に反映していただけたらというふうに思いますので、御協力よろしくお願ひしたいと思います。その他、ないようでございましたら……はい、坪井委員。

○委員（坪井康男君） 私、議会改革分科会のほうに所属しております。それで、先ほど来より、分科会の座長さんおっしゃったように、いろいろな考え方、いろんな切り口があると思います、議会改革の中に。それで、問題は余り抽象論で言い合っても結論の出る話じゃないんで、私は個人的には美祢市議会は何が問題なんだっていう一番の、これ荒山委員長さんおっしゃったように、議会改革というより議員改革ではないかと、大変素晴らしい着眼点でこの前分科会でおっしゃいました。やっぱり、議員の何と言ったらいいんでしょうか。先ほどの岩本委員さんの質問にも関連しますがね。

議員の資質というのか、能力というのか、モラルというのか倫理観というのか、そんなものが一番私は大事なように思います。

それで、この前の分科会でも申し上げたように、もう外形的には、議会の基本条例とか議員の政治倫理条例だとか、議会報告会とか、いろんなものが形の上では整っているんですよ。だけど何かまだ変なところあるねと。ぎくしゃくしたところあるね、スムーズにいかないところあるね、というところだと思います、問題は。それで、さっきの座長さんの話にありましたように、やっぱり、美祢市議会初めて70うん歳になって出て、2年半過ぎて、つくづく、あるいはしみじみ思うのは、議会での議論が全て収斂してないんですよ。発散して言い合い、言いつぱなし、やりっぱなし。それで、結局何が残ったかというところ大して残ってない。そこが一番問題だと思います。だから、先ほど座長さんの話にありましたように、美祢市議会一番いけないのは、議論するのは結構なんですけど、結局、言いつぱなし、やりっぱなし。何が欠けているかというところ、論点整理なんです。そして、この案件についてお互いどう考えるのか、Aの考え方、Bの考え方、Cの考え方あると思います。それをきっちり整理をして、それで整理した上で、それなりの論点について、さらにまた議論を深めていくと。それで、さっき座長さんおっしゃったように、結論的にどうしても収斂結論出ないというのであれば、もうおっしゃるとおり最後は、市民1人1人の御判断に委ねるしかないんですよ。そういうことが一番必要だと思いますので、是非、論点整理をしっかりと、議論を併記して、さらに、議論を深めて、結論が出ればそれでよし、出なければ市民の判断を仰ぐと、このプロセスをぜひ、大事にさせていただきたいなと思います。

それで、抽象論じゃどうしようもありませんので、その他のことですね、追加で問題提起をさせていただきます。先だって、議長のほうから8月25日に美祢市の未来を考える女性の会から、申し入れ書を提出されたと。この問題について、私なりの問題提起といいますか、議論の整理として今から申し上げたいと思います。それで、この8月25日に今申し上げたように、美祢市の未来を考える女性の会、これどういう会なのか私よく存じておりませんが、ともあれそういう会から、2名の女性の会員が文書を持って来られましたと。それが、この前22日の日にコピーを全員いただいた、この文章でございます。これ見ますとね、代表者の記名も捺印もないんですよ。こういう文章は通常平たく言いますと、怪文書というんですよ。にも関わらずですね、議長はそういうことを無批判に、これ受け付けられたと、こうおっしゃっています。

さらに、この文書の第3項です。皆さんお持ちかどうか分かりませんが、第3項に

こういうくだりがあるんですね。6月26日の議会の傍聴に向かう女性に対してと、現職の市議会議員が、なり下がったなどの発言を、多くの聴衆の面前で浴びせるという事件が発生したと。このような指摘があるんですね。私これ何なのかなと思いました。実はこの、美祢市の未来を考える女性の会が、初めて大挙して傍聴席に来られたのが6月26日です。これは、何の日かと言いますと、その後26、27日にかけて懲罰動議だの、解散動議だの議会改革委員会の設立が開始されたその最初のステージです。こっち側の席に座っておられました。

私これまたびっくりしたんですが、この時MYTさんのビデオをしっかりと検証したんですけども、普通MYTさん今ここで映しておられますけどね、傍聴席なんか映されないんですよ。私初めて見ました。傍聴席の前の所がちょっと映る程度ですよ、毎回。それが、奥のほうまで全員映っておりました。それで、画面を制止画面にいたしまして、私は人数数えました。そしたら、17名の方がぼっちりと映っておりました。どなたもあんまり若い方いらっしやなくて、随分年配の方だなと思う方が17名座っておられました。この時が最初なんですね。それ何のためにこうして、大挙してお見えになったかなと、不思議に思いました。だけど、御案内のとおり後は懲罰何だかんだというのが起きたのは事実なんで、その目的が何なのか私も分かりません。

いずれにしても、そのお見えになって多くの聴衆の面前で、どなたかある現職の市議会議員さんが、なり下がったなという発言を、この17名の方に浴びせたと、こういう表現してあるんですね。これ、何というのか、この文章が22日の日に配られなかったら、私何も言いません。だけど、配られましたね。よく見たらそんなことが書いてありました。その他、この文章そのものは、まともな文章として、体をなしていません。もう、5W1H何もないです。5W1Hというのは、誰が、どこで、何を、どのように、なぜしたかということは何も書いてありません。目的もはっきりしなきゃ、主語もはっきりしない。大よそ文章と言われるものじゃないんですよ。私はこういう文章は、議長さんが受取られたということ自体、大変な驚きといいますかね、あれ一体何なのという、そういう感じをいたしました。

それで、しかもそれを受取っておられた後、2回に渡って、本会議でこの文章を出された美祢市の未来を考える女性の会に対して、壇上から深々と頭を下げられて陳謝されました。これも奇妙な話です。本当に皆さん、そう思われなかったかどうか知りませんが、本当、これ何て言ったらいいか表現しようがないんですが、私なりにこう言います。議長の要職にある者として、極めて軽率かつ見識に欠けると、そのよう

な行為だと私は思います。

従いまして、この議会改革推進特別委員会において、この文書問題についてきちんと議論をし、そして、また、正すものは正すと、これが必要じゃないかということ、提案申し上げたいんです。先ほどの、議会改革推進の部会の座長さんの問題整理のどこに入るのか私、よく分かりません。議長の議会運営に入るんでしょうかね。それは、よく分かりませんが。さらに、この問題について言いますとね、議長さんは9月1日の定例会議の初日、冒頭でこの問題文書の取扱いについては、議会運営委員長と相談して決めると発言されました。結局、9月定例会議会の最終日である9月22日になって、やっと全議員に対して本会議場で配付されました。これは事実です。

結局この文書の内容もさることながら、その取扱いです。そのものについても、私この文書どういう性格のものかと言いますと、やっぱり、一番重たい請願でもない、それから、要望でもない、意見書でもない、何なんだろうなと思うんですが、請願の類というふうに考えてよろしいかと思えます。私は、美祢市議会議員の申し合わせ事項、さらに、美祢市議会会議規則第136条に陳情書の処理という項目があります。それを、しっかり確認いたしましたかね、それを見てもこのような取扱いがどこにも書いてないんです。もっと具体的に言いますとね、美祢市議会議員の申し合わせ事項の5番目に、陳情についてというのがあります。次のように書いてあります。議長決裁とすると、但し、議長において必要があると認める時は、会派代表者会議に諮り、その取扱いを決めるものとなっております。ところが、議長さんは議会運営委員長と相談して決めるとおっしゃったんで、これに反するんじゃないかなという気がいたします。

それから、また、美祢市議会会議規則第136条陳情書の処理という規定があります。これには、議長は陳情書または、これに類するもので、この申し入れ書もこれに類するものだと私は思いますが、その内容が請願に適合するものは、請願書の例により処理するものとなっております。従いまして、議長が9月定例議会の初日冒頭において、この問題文書の取扱いについては、先ほど申したように、議会運営委員長と相談して決めると発言されたことは、この議会のルールに反する疑いがあると、私は認識せざるを得ないんです。

何はともあれ、特に私が問題にしているのは、このようなとんでもない、なり下がったなという暴言というか何というのか、とんでもない発言をしたという事実関係について、どなたがおっしゃったか分かりませんが、多分私のことだろうと思えます。

事実関係の確認もせずに、皆さんの前で一段下の発言席において、深々と二度も陳謝された。これは、私はとんでもない議長の行為だと、このように思っています。これは、私の問題提起でございますので、せっかくの全体会議ですからぜひ、この件について、議論を深めていただきたい、このように思います。以上です。

○委員長（荒山光広君） はい、河本委員。

○委員（河本芳久君） 今坪井議員から、市民女性の会の申し入れ事項ですが、これは、分科会で審議するということについては、少し荷物が重たいと思うんです。というのは、やっぱり、分科会ではそういう申し入れとか、意見書、請願、こういったものの取扱いについて、必要であれば申し合わせ事項の中に記載がございますが検討しますが、今市民から申し入れされた事実確認とか、また、この市議会に対するいろいろの疑問、または、今の姿に非常に問題点を感じ、期待される議会になってほしいという、そういう要望はこれはやはり、全体会議、いわゆる特別委員会で十分議論しないとうこういった問題は、今後ともいろいろな場面で、美祢市議会改革するに当たって、大きな問題として残ってくるんじゃないだろうか、この問題をそのまま放置しておいていいのかどうか、分科会のほうに付託されても、ちょっとこの問題を分科会だけで論議することについては、少し荷が重すぎる、そういう思いを持っていますので、今事実が不法であったか、そして、市民の皆さんがそういう思いを持っておれば、その期待に応えるようなやはり、今後の回答なり対応をしていく、そういう議会じゃなくてはならないんじゃないか。もし、これが事実でなかったら、きちんと事実でない点については、未来を考える女性の会の皆さんに、しっかりその旨をお伝えし、御理解をいただく旨を努力していく必要があるんじゃないだろうか、そういう思いを持っています。

以上です。

○委員長（荒山光広君） ただいまの件で、そのほか何かございますか。はい、岡山委員。

○副議長（岡山 隆君） それでは、今坪井議員のほうから、るるのお話がありました。

美祢市の未来を考える女性の会の請願とか、そういう形であったら、請願であったら議員の名前を入れて請願していく、そういう形になるわけでございますけども、今回は要望という形で、一応そういう会から出たということでありました。それで、今回その辺の、今回の中で坪井議員も言われました。なり下がったなど、そういう女性に対する差別的な発言、これについては、事実確認ということで、2日前に24日にその件について、議長、副議長、そして、議会事務局長、そして、坪井議員さん、議

会運営委員長入れて、その辺について事実確認をしたところでございます。そういったところのものについては、そういった発言をしていないということを聞きました。

未来を考える女性の会は、そのことに関しては、本人並び、以外にも7、8の方が、そのことを聞かれたと、一体どちらが真実を言ってるかどうか、この辺についてはもう一度、美祢市の未来を考える会の女性の方に、その事実確認をきちんとしていかなければ、この未来を考える会の女性の方達が嘘を言ったということになり、逆にそれは名誉棄損にもつながってくるわけでございます。こういったものをしっかりと、どちらが本当に真実を言っているかどうか、そういったことで、2日前に約5名で事実確認、15分くらい話しました。

もっともっと、私はその辺についてお話したいということであったんですけど、坪井議員さんが、興奮されて怒ってそこから出られたと。もうちょっと私としては話を確認したかったわけでございますが、そういう形であったわけでございます。今後これについてはしっかりと、今後議員の資質等々はいろいろ私どもも、問われるわけでございますが、それについては、今後事実確認をさらに推し進めていく、こういったことが非常に重要ではないかと私はこのように思っております。

それと、別件ですが、最初に言うべきでしたけれど、政務調査費の件につきまして、これについては、私は今後領収書も当然今出しておりますけれども、今後議会事務局がその辺を適正に処理されているかどうか、チェックをされているわけでございますけれども、これについては、その基準というものが当然あってチェックされますけれども、議会事務局以外にも別の方がちゃんと、これを適正にちゃんと処理されてるかどうか、これについて、監査委員がやったほうがええんかどうか、ちょっと分かりませんが、それについても、しっかりと、政務活動費の適正な処置がされているかどうか、これについて今後しっかりと改革していくことも、大事ではないかとこのように思っております。

2件お話いたしました。

○委員長（荒山光広君） はい、坪井委員。

○委員（坪井康男君） 私の名誉のために岡山副議長に申し上げます。興奮して勝手に逃げて行ったと。訂正してください。あなた方が余りにも理不尽なおっしゃるから、何回も同じことを言うのがもう意味がないから、出て行ったんでしょう。じゃ、正確に私申し上げます。このね私が議長から聞きました。確かに、さっき岡山副議長さんがおっしゃったように、24日の日に事実はどうかということを経理に確認され

ました。その時に私は、事実はこちらですと申し上げたのは、こういうことです。6月26日です、さっき申し上げた。それは、正に懲罰動議その他が起きたその朝の事です。私が――本会議ですから10時ですねかね。ですから、9時半頃でしょうか、2階の階段を3階に向けて上がる所で、この17名の皆さんと一緒にになりました。この中に、たった1人だけ私の以前からの知り合いの方がいらっしゃいました。名前は申し上げません。その方に対して、私はしっかりしてよと肩を叩いたんですよ。それがもう事実の全てであります。そうしたら、その方は何も言わずにずっと上がって来られて、私は議員控室に行きました。その方は、その後知りません。傍聴席に行かれたんだろうと思います。たったそれだけです。こんな、これ見ますと、傍聴に向かう女性に対して、現職の市議会議員がなり下がったな、私は私の発言もの凄く気を付けてますよ。なり下がったな、なんて訳の分からんこと絶対に言いません。どういう意味ですか、なり下がったなって。との発言を多くの聴衆の面前でって、多くの聴衆の面前じゃないじゃないですか。階段上がりながら私は言っただけの話。これ多くの聴衆の面前でって、この言葉をとっても、この文書がいかにかにでたらめなのか、はっきりしてますよ。それ以外に私は、その女性と一切話したこともありませんよ。

そして、24日の話合いの時に私は議長に確認いたしました。この私が言ったという女性の方、この手紙を皆に配るに当たって、代表者として名前を言っただけか悪いか、言って結構ですと。名前を出していただいて結構ですというその方です。その方がですよ。本当に私からなり下がったなと言われたかと、直接その方が発言されたかと聞いたら、その方は一切お話をされません、このことについて。この1点をもってしても、これもう捏造ですよ、でっちあげですよ。それ、議長さん分かっておりながら、にも関わらず事実はどうだどうだと言われるから、私はその1点しかない、しつこく言われるから、私はもうこれ以上話しても意味がないから、部屋を出て行ったんですよ。これは事実ですよ。何か皆さん方、私を誹謗中傷するために、こういう会議をするんですか。おかしいですよ。名誉棄損で、私この会訴えます。実はこの方は、ある公職についておられます。私が名誉棄損で訴えたら、1回でその公職解かれますよ。そういう非常に重たい事実があるのを、勝手に確かめもせず、しかも、これ22日の日にこの文書皆さんに配られる前に、議長に呼ばれて聞かれたら、私は素直にもっと穏やかに答えますよ。だけど、皆に配った後に私に聞くなんて、とんでもない話じゃないですか。私は断固としてこれ許せません。議長のこんなあれは職権乱用です。何度でも言います。こんなことが許されるとしたら、これ美祢市議会もう成り立

ちません。厳重に抗議します。

○委員長（荒山光広君） はい、河本委員。

○委員（河本芳久君） お互いに冷静に、重要な問題を含んでおりますので、やはり議会の信用問題、また、市民の人権問題、議員の人権問題、また、いろいろなものに、場合によってはつながっていくわけです。

まず、確認したいんですが、この申し入れされた文書配付される前に、今特定の議員に事実確認をされたのか、その後されたのか、ちょっと、本来ならこの文書を受取り、議会の議員の中からこういった発言は本当にしておるんだらうかと、こういうことで、事実確認をされたのかどうか、これ重要な問題。結果、いろいろ問題出てきて、ちょっと来て話を聞きたいということになるのかどうか、この辺り岡山議員、どちらが先でしたんですか。

○委員長（荒山光広君） 今話急に出ましたので、ちょっと1時間経ちましたので、ちょっとここで休憩をしたいと思います。

午前10時24分 休憩

.....

午前10時50分 再開

○委員長（荒山光広君） 休憩前に続き、委員会を開きます。この際、オブザーバーでございますけれども、議長から発言の申し出がございましたので、これを許可いたします。

○議長（秋山哲朗君） 先ほどから、何回か私の名前が出ておりますし、一言申し上げたいというふうに思っております。

あくまでも、委員会であろうとも、本会議場でありますので、冷静に話をしていきたいと思いますが。既に議員の皆さん御存知のように、政治倫理条例というのが、平成23年に制定されております。その中の調査権、調査請求権というのがありまして、これは、あくまでも有権者、市民のほうからは、この4条が市民は有権者の50分の1をもって、これができるというふうになっておりますし、議員は2名ですか、2名の連署をもって、これを調査することができると思いますので、その辺をしっかり踏まえて、議論をしていただきたいというふうに思いますし、これからも行動を起こしていただきたいというふうに思っております。また、先ほど坪井議員のほうから、議長が2回も陳謝をしたということがありましたけど、これは、あくまでもその御本人達、当事者を含めて数名の方がそういうふうな思いをされたという強い思いが、

私に伝わってまいりましたので議長として、市民の皆様に陳謝をしたということでございます。

もう1点、なぜ申し入れを配付したかということも合わせてありますけども、この件につきましても、本当に今の議会を案じながら、そして、そういう言葉を発せられながら、1人だけではなしにその周りにいた数人の方が、そういう思いをされたという強い思いがありました。当初は配付するだけじゃいけないと、ぜひそれを議場で朗読してくれというお話もありましたけれど、それだけではできないということで、配付に留めさせていただきました。なお、その中にどなたが言った、どういう言葉を言ったということは、一言も発しておりませんが、今日この委員会で出たということは、既に公の電波で流れると思いますので、やはり、議員たる人は、議員はそれなりのきちんとした紳士たる態度の中で、議員活動をしていていただきたいというふうに思っておりますし、また、この特別委員会、今回できておりますので、しっかりそういったことも、議論していただきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（荒山光広君） はい、三好委員。

○委員（三好睦子君） この申し入れ書について、今議論されていますが、この内容についてされてますが、この内容以前の問題だと思えます。市民の方がこうして、議会のことや市政のことについて、申し入れをされるのは良いことです。しかし、この申し入れをされた、そういったことで申し入れをされた女性の会が悪いのではありません。これを出す前に議員の方に、先ほど議論の中にもありましたけど、言葉の中で不快な思いをされたということで、相談を受けられた議員さんもあるのではないかと思います。そういった時に、それでこのように発展したのではないかと思います。この申し入れを出される時に、受けられた、相談を受けられた議員さんとか、それから、申し入れ書を受け取られた議長さん、これがこの文書について、代表者の名前がないよとか、ここはこうしたほうがいいと、不備があるようなことを言われて、それから、受け付けるべきではなかったでしょうか。市民の方はそんな様式とか御存知かも分かりませんが、今回はちょっと、抜けていたとしたら、ここがないよとか、そういったアドバイスを議長さんはやられるべきではなかったでしょうか。そして、こうした、美祿市の未来を考える女性の会の代表者のない、こうしたものを受付けること自体がまず、いけなかったのではないかと思います。

そして、ちょっと先ほどから議論をされてることにちょっと、入るわけですが。そ

の言葉の件でしたが、私が思うんですが、私感が余り入ったらいけないと指摘も受けましたが、言葉の解釈で違うと思うんですね。例えばですよ、階段を上がる時にその言葉があったとします。この階段が上がれますかと、優しい気持ちで言ったとします。この傍聴席に上がる時に、この階段が上がれますかと言った。そしたら、このぐらい上がることできるわよ、とか思ったりして、言われた方は、この階段は急で暗くて大丈夫ですかという形で、例えばの話ですよ、言ったりするということがありますので、その言葉の解釈ですれ違いがあったと思うんです、この内容については。

でも、私が申し上げたいのは、出された申し入れ、内容以前の問題だということが言いたいのです。受付ける前に不備があれば、それをちゃんとこう指摘をして、それから、受け付けるべきではなかったかと思います。

○委員長（荒山光広君） はい、秋山議長。

○議長（秋山哲朗君） 再度言わせてもらいますけれど、やはり、その人の意向がその時に働いておったということの、その人に配慮したということがあります。なおかつ、その後山中議員のほうから代表者の名前をとということがありましたので、後手に回りましたけれど、代表者の了解を得ながら、小方和子さんという名前はこの本会議場で言っております。御確認のほどをまたお願いしたいと思います。

○委員長（荒山光広君） はい、西岡委員。

○委員（西岡 晃君） この問題を長々議論するというあれじゃないと思うんですが、確かに今、三好議員が言われたように、当事者同士の受け止め方もそうですし、また、この内容が事実と違っていると今坪井さんが言われて、言った、言わないの世界も実はあろうかというふうに、客観的に見て、聞いてそう思いました。

実はこの申し入れ書を、申し入れという形で出てる以上は、やはり、この文書の出し方、議会に対しての出し方として、いきなり本会議じゃなくて議員の全員協議会で、この未来を考える女性の会からこういった文書が出ているが、この取扱いについてどうしようかということ、まず、相談があつてしかるべきだったんじゃないかなというふうに思いますし、また、事実関係がはっきりしない中で、こういう文書を出して、どちらにとっても、言った、言わない、じゃ、どっちのほう为正しいことを言っているのかという、分からない中で議会が揉めるというか、揉ませるような文書の出し方がちょっと、いかがなものだったのかなというふうに感じております。そして、また、その全協で事実関係を確認するために、例えばこういう特別委員会なり、また、違う形で確認をした上で、最終的にはもしそれが、この文書にあるとおりであれば、当該

議員が議場で陳謝するなり、また、この文書と違うことであれば、議会としてこういった事実はなかったよというような、申し入れをするべきではなかったのかなと思います。

こういった文書を本会議場でどんどん出てくるようであれば、1人の議員の言動や思想に対して、吊るし上げをしようと思えば、いくらでもできるようになってくるんじゃないかなというふうに思います。例えば、思想が違う、考えが違う、政策が違うことを言ってしまえば、その人を吊るし上げようと思えば、いくらでもこういう文書を出して、吊るし上げができてくるんじゃないかなと、とても怖い議会というか、言論の自由を封鎖されるようなことになってくるんじゃないかなというふうな危惧も持っております。そういった中で、今回こういうふうに出してしまった以上は、どう収めるか、ちょっと分かりませんが、今後やはり全員協議会なり議運もありますし、文書の取扱いについての相談を、こういった問題については、していただきたいなというふうに思っております。

○委員長（荒山光広君） はい、三好委員。

○委員（三好睦子君） 議長さんからのお言葉がありましたが、ちょっと、間違えて捉えてもいけないんですが、もう1回言いたいんですが、この申し入れ書については、様式もあります。それで、内容を審議する前にこうして会がありまして、代表者がこれでない、という市民の方はそういうのは分かりませんから、アドバイスとかいうのが大事ではないでしょうかといった意味で言いましたが。

○委員長（荒山光広君） はい、分かりました。それでは、いろいろ御意見……河本委員。

○委員（河本芳久君） 今三好議員が議員の中でこの申し入れ書に関わったとか、アドバイス、相談を受けたんじゃないかという、そういったニュアンスの発言をされた。もし、そういったことがあれば、堂々と議員が、まずは、説明すべきじゃなかろうかと。だけど、そういう方がおられたかどうか分からない中で、憶測で三好議員も今言われたということになれば、これ訂正すべきじゃろう。やはり、このような文書が出たこと自体については、やはり市民の思いもあるでしょうから、謙虚に受止めなくちゃなりませんけど、事実と大きく違えば、これは。議会としてのやはり信頼を損なう。だから、きちんと申し入れを逆にしていくべき。

そして、この懲罰動議云々についての捉え方にしても、それから、1人の議員が市長批判云々というのは、二元代表制として、執行部に対してチェックしていく、これ

当然やらなくちゃならない。そういったことに対して市民とずれがあれば、やはりちゃんとそういった討論会でも議会としてすべきではないか。そういうちょっと、三好議員が議員が関わった方がおられるんじゃないかと、ちょっとこれ私、大変関わる問題。

以上です。

○委員（三好睦子君） 議員が関わったという、私憶測で言ったわけじゃありません。関わっておられると言ったこともありません。そのつもりで言ったんではありませんが、私はよくこういって相談を受けます。だから、そうだったのかなと、こんな不快な気持ちになったよとか言われたのかなと思ったんで、そういった時には、双方の解釈の違いが、受け止め方で違う、言葉が足りないで誤解されるということはあると思います。それで、もやもやとした気持ちを話されたのではないかと思ったんで、そのように言ったんですが。議長さんが、その申し入れ書を受け取られたということについては事実なんです。その受け取っておられたこの申し入れ書の中を見て、代表者の名前がないねとか、これはとか言われてアドバイスもされて、そして、このことは本当にどうやったのかねとか、やっぱりそういった、ただ、受け取るだけじゃなくて、先ほどもありましたように、事実確認ということも大事でしょう。そこの前段、申し入れ書の内容よりか、受け取った時点の時が、そこに問題があるのではないかということ述べたわけで、相談を受けた議員があればとかいった憶測ではありませんけど、受け取った議員があるって言ったことで、言ったものではありません。私の体験から見て、こういうことがあるのではないかなと思ったので申し上げましたが、議長さんの態度というか、この受け取られた時の代表者がいないね、こうじゃねとか、そういったことで指導があれば良かったのではないかと思います。あたかも、この出された女性が悪いと言っているわけではありません。

もちろん、市民の方が市政、議会のこと、もちろん言われるのは、本当に正しいことだと思います。その出し方についても、議長さんはアドバイスをされるべきではなかったかと申し上げたいのです。

○委員長（荒山光広君） はい、秋山議長。

○議長（秋山哲朗君） 何度も何度も私の名前を出されておりますけれども、あくまでも、先ほど申したように、当事者、本人の意向を確かめながら、名前がないというのは確認しております。そして、どうでしょうかということも確認しております。その時には、なるべくならということでありましたけれども、よいよならば出されて結構

ですということで、そこは、念を押しております。その後は私の裁量で判断をいたしました。

以上です。

○委員長（荒山光広君） その他、いいですか。それでは、今いろいろ御意見いただきました。今回の、女性の会の文書につきましては、その他いろんな請願、または陳情、いろんな文書の扱いがあろうと思います。その辺を議運でまた、改めて確認をしながら進めていきたいというふうに思っております。

議会改革推進の分科会でも、やはりこのことについても、協議をしていただきたいと思ひますし、きょういろんな御意見いただいたことを参考にしながら、ぜひ議論を深めていただきたいというふうに思っております。

それでは、きょうは両分科会の報告をいただいて、それぞれ、委員の皆さんから御意見いただきましたので、今後また、必要に応じて分科会、それから、全体会議を進めていきたいと思ひますので、皆様方の御協力をよろしく願ひいたしまして、本日の委員会を閉じさせていただきます。

どうもお疲れ様でした。

午前11時06分 閉会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成26年 9月26日

議会改革推進特別委員長

荒山光広